

先生からひとこと



「一人学びの時間」や「相談タイム」などを実践する藤森広一郎教諭

このたびの受賞は個人のものではなく、そこまで育ててくれた先輩の先生方や一緒に授業をつくってくれた児童たちがあってのもので、決して一人では

「分からない」からスタート

優れた授業を実践した先生に贈られる平成25年度の県優秀授業実践教員の表彰が、10月31日、県庁で行われ、町立松田小学校(山口喜彦校長)の教職歴16年の藤森広一郎教諭(39)が賞状を授与されました。

優秀授業実践で県表彰 藤森 広一郎先生(松田小)

【問い合わせ】教育課学校教育係 ☎(83)7023

「歴史学習は、単に出来事と年号を覚えることが大切なのではなく、人々が生きた時代の背景を理解し、どのような状況で人々は決断して生きてきたか、人物を通して時代を見ていくことが大切」と先生は語っています。

農業委員会選挙人名簿の調査

農業委員会委員選挙人名簿を調製するため、選挙資格の調査を行います。

この選挙人名簿への登載は、申請書の提出が必要となりますので忘れずに申請ください。

対象 農業に従事されている方で下記の要件を満たす方

- 要件 ①平成26年1月1日時点で10アール以上の農地を耕作している方や同居の親族で年間60日以上農業に従事している方。②平成26年3月31日時点で、年齢が満20歳以上の方(平成6年4月1日以前に生まれた方)

※上記の2つを満たし、選挙人名簿に新たに登載を希望する方は、町選挙管理委員会までお問い合わせください

調査方法 ①平成25年度の農業委員会委員選挙人名簿に登載されている方には、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を12月中旬以降に送付します。また、申請書が届かない場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。

②(登載を希望する方は)必要事項を記入して町選挙管理委員会に返送してください。

提出期限 平成26年1月7日(火) 庶務課庶務係(選挙管理委員会) ☎(83)1221

●● まつだの四季フォトコンテスト開催 ●●

町の大切な歴史・文化や安らぎと潤いのある四季の風景を通して町の魅力を再認識・再発見することを目的に「まつだの四季フォトコンテスト」を開催します。

- 主催 松田町
賞 【一般部門(高校生～)】 推薦1点 20,000円 特選3点 10,000円 入選12点 5,000円 佳作18点 3,000円
【ジュニア部門(小・中学生)】 推薦1点 図書カード 10,000円分 特選2点 図書カード 5,000円分 入選5点 図書カード 3,000円分
受付期間 平成26年1月6日～31日(土、日、祝日を除く) 8:30～17:15
応募資格 アマチュアの方限定。一般部門は高校生以上から、ジュニア部門は小・中学生のみ応募可能
応募対象 ・平成25年3月以降撮影の松田町の四季をテーマにした作品。
・大きさは一般部門は六つ切り、ジュニア部門は2L判。デジタル写真も可で、画質は1000万画素以上のもの(A3判に引き伸ばし可能なデータであること)。
・合成写真、組写真、デジタル加工は不可
応募方法 松田町のホームページから応募票を印刷し、必要事項を記載の上ご応募ください。
応募先 松田町企画財政課 まつだの四季フォトコンテスト担当宛て 〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地 ☎0465(83)1222 メールアドレス: kikaku@town.matsuda.kanagawa.jp
審査方法 主催者側と審査員・西岡 修氏(日本写真家協会会員)で選考

耐震化工事 住宅を改修された方へ 固定資産税を減額 省エネ工事

■耐震改修工事を行った住宅

減額される期間

Table with 2 columns: 耐震改修工事の時期, 減額の期間. Rows: 平成22年1月1日～24年12月31日 (工事完了の翌年度から2年間), 25年1月1日～27年12月31日 (工事完了の翌年度分のみ)

減額される要件

- ①昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分2分の1以上)
②建築基準法に基づく、現行の耐震基準に適合した50万円以上の改修工事

※平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上

減額される範囲と額

- ①床面積が120㎡以下の場合: 減額対象に相当する固定資産税の2分の1
②床面積が120㎡以上の場合: 120㎡に相当する部分の固定資産税の2分の1 (120㎡を超える部分は減額されません)

◆申請方法

改修工事後3カ月以内に、工事費用の明細書、領収書、工事写真、その他に各改修工事が基準に適合することの証明書を添えて、次の問い合わせ先に申請してください。

【問い合わせ】税務住民課資産税係 ☎(83)1224

地球温暖化防止に向けて断熱などの改修工事を行った住宅と、近年多発する地震に対して現行の耐震基準を満たした住宅を増やすことを目標に一定の改修工事を行った場合、固定資産税の減額が行われます。

■省エネ改修工事を行った住宅

減額される期間

Table with 2 columns: 省エネ改修工事の時期, 減額の期間. Rows: 平成20年4月1日～28年3月31日, 工事完了の翌年度分のみ

減額される要件

平成20年1月1日以前から所在する賃貸住宅を除く住宅で、次に該当する工事の工事費が50万円以上であること。

- ①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)⇒必須工事となる
②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事

※①窓の改修工事と合わせて行う工事で、それぞれの部位が現行の省エネ基準に適合すること

※平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上

※併用住宅の場合は、居住部分の面積割合が2分の1以上であること

減額される範囲と額

- ①床面積が120㎡以下の場合: 減額対象に相当する固定資産税の3分の1
②床面積が120㎡以上の場合: 120㎡に相当する部分の固定資産税の3分の1 (120㎡を超える部分は減額されません)